

議案第26号

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年6月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における事務の効率化及び利便性の向上を目的として、押印等の見直しを図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

二宮町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年二宮町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第26号) 二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印をしなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>